



---

## 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた 再生利用等の推進に関する基本方針（案）等について

---

令和 7 年 5 月 27 日

# 原発事故からの環境再生の概要

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が環境中に放出され、環境汚染が発生
- 環境省では、**除染をはじめとした環境再生の取組**を実施し、**福島県内では大量の除去土壌が発生**
- 福島県、大熊町、双葉町に受け入れていただき、**中間貯蔵施設**を整備
- 中間貯蔵施設は、大熊町・双葉町で約1,600haという広大な区域であり、地権者への丁寧な説明を尽くしながら、用地取得を実施
- 福島県内で発生した除去土壌等については、**中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずること**と法律で規定

中間貯蔵施設全体

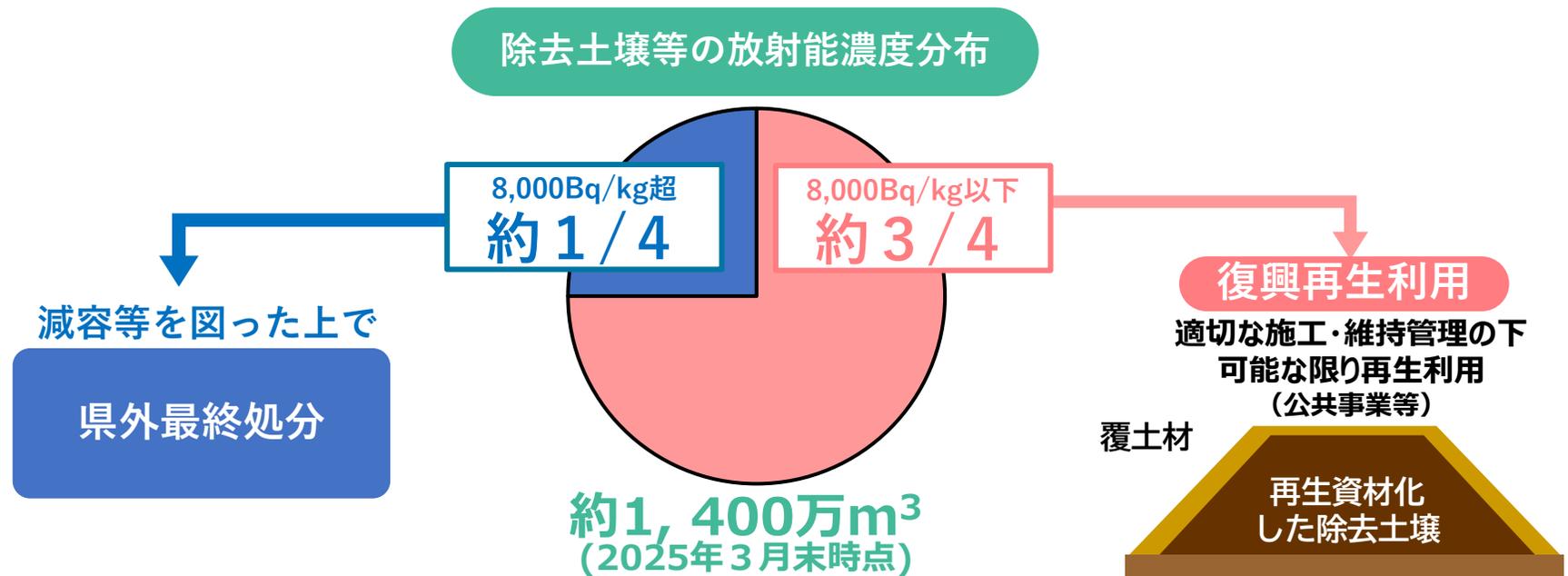


中間貯蔵施設における除去土壌の保管の様子



# 県外最終処分に向けた取組状況

- 県外最終処分の実現に向けては、**除去土壌の復興再生利用等による最終処分量の低減が鍵。**平成28年に策定した方針※に沿って、減容技術の開発、再生利用の実証事業、全国民的な理解醸成等を着実に進めてきた。  
 ※「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」
- **令和6年度は戦略等の目標年度**であり、これまでの取組の成果や、国内外の有識者からの助言等も踏まえ、**復興再生利用・埋立処分の基準**を3月28日に策定した。
- また、**最終処分場の構造・必要面積等の複数選択肢**を提示し、さらに、これらの検討の進捗状況を踏まえ、**2025年度以降の取組の進め方**について、3月28日にとりまとめた。



- 2024年12月、「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」を設置。（議長：官房長官、副議長：環境大臣、復興大臣、構成員：内閣総理大臣を除く他の全ての国务大臣）
- 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、政府一丸となって取り組むための方針として、今般推進会議において取りまとめる基本方針（案）のポイントは以下のとおり。

基本的考え方

- 福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定。福島全体の復興のため、地元の苦渋の判断により中間貯蔵施設が受け入れられたという経緯も踏まえ、国として責任を持って取り組んでいく。

復興再生利用の推進	復興再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション	県外最終処分に向けた取組の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民の幅広い理解醸成を図るといふ観点から、<u>官邸での利用の検討を始めとして政府が率先して先行事例の創出等に取り組み、復興再生利用を推進。</u></li> <li>○ 理解醸成の状況等も踏まえつつ、<u>実用途における復興再生利用の案件創出に取り組むとともに、復興再生利用の本格的な実施・展開を進める。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>復興再生利用への協力の機運醸成に係る取組や、復興再生利用の必要性・安全性等の説明などの理解醸成の取組を、各府省庁が一丸となって幅広く展開。</u></li> <li>○ 復興再生利用に対する安心感や納得感を醸成するため、<u>中間貯蔵施設や復興再生利用の現場の見学会等を実施、段階的に拡大。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>最終処分シナリオの精査に向け、引き続き、減容や最終処分に関する技術的・社会的な観点からの検討を行う。</u></li> <li>○ 中間貯蔵施設からの搬出等のために必要な施設の検討や、<u>最終処分場の候補地の選定・調査に向け、候補地選定のプロセスの具体化の検討等を進める。</u></li> </ul>

終わりに

- 本基本方針を着実に実行するため、本年夏頃に、政府一丸となって当面5年程度で主として取り組む、復興再生利用の推進や理解醸成・リスクコミュニケーションを中心としたロードマップを取りまとめる。

## 復興再生利用等に係る理解醸成について

- 復興再生利用等に係る理解醸成の取組として、**中間貯蔵施設や飯舘村長泥地区の環境再生事業の現地視察会を実施中**。本年3月に**中間貯蔵事業情報センター**を、4月に**飯舘村長泥地区に広報施設（ながどろひろば）**を新たに開所し、**情報発信と現地視察の受入体制を強化**。
- その他、復興再生利用の安全性・必要性等を分かりやすく説明した**チラシ・ポスター等も新たに作成・発信**する等、国民や関係機関等への理解醸成の更なる取組を展開。

### 中間貯蔵施設



### 飯舘村長泥地区の環境再生事業



### 中間貯蔵事業情報センター

(2025年3月15日開所、福島県大熊町 CREVAおおくま内)



### ながどろひろば

(2025年4月25日開所、福島県飯舘村長泥地区内)



---

## 参考

---

○ 基準の主な内容は、以下のとおり。

1. 再生資材化した除去土壌の放射性セシウム濃度

※ 追加被ばく線量1mSv/年を満たすように8,000Bq/kg以下を設定

2. 飛散、流出の防止

3. 空間線量率の測定（施工時・維持管理時）

4. 生活環境の保全（騒音・振動等）

5. 再生資材化した除去土壌の利用場所であることの表示

6. 再生資材化した除去土壌の利用場所、利用量、放射能濃度等の記録・保存

7. 事業実施者や施設管理者等との工事及び管理における役割分担等を協議

※放射性物質汚染対処特措法では、除染実施者が除去土壌の処理を行うこととされており、再生資材化した除去土壌の利用・管理の責任は除染実施者（なお、福島県内除去土壌については国（環境省）、福島県外土壌については市町村等）。

<復興再生利用のイメージ>



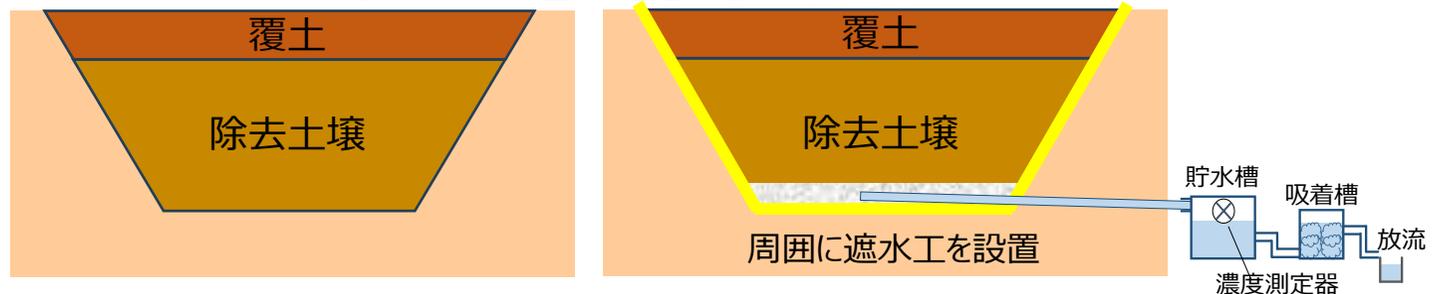
# 除去土壌の埋立処分基準のポイント

○ 基準の主な内容としては、以下のとおり。

1. 飛散、流出の防止
2. 地下水汚染の防止  
※基本的には除去土壌からの放射性セシウムの溶出は非常に小さいため遮水シート等の地下水汚染防止措置は不要。放射性セシウムが溶出すると認められる場合には遮水シートの敷設等を行う。
3. 生活環境の保全（騒音・振動等）
4. 周囲の囲い・埋立処分の場所であることの表示
5. 開口部の閉鎖
6. 空間線量率の測定（施工時・維持管理時）
7. 埋立処分の場所、除去土壌の量、放射能濃度等の記録・保存

※放射性物質汚染対処特措法では、除染実施者が除去土壌の処理を行うこととされており、除去土壌の埋立処分の実施・管理の責任は除染実施者（なお、福島県内除去土壌については国（環境省）、福島県外土壌については市町村等）。

＜除去土壌の埋立処分のイメージ＞



※除去土壌からの放射性セシウムの溶出は非常に小さいため、基本的には上記のイメージ

※放射性セシウムが溶出すると認められる場合

※特定廃棄物の埋立処分基準は策定済みであり、放射能濃度が10万Bq/kgを超える場合には、コンクリート構造による外周仕切設備が設けられた場所で処分することとされている。

# 県外最終処分に係る複数選択肢

	シナリオ(1)	シナリオ(2)	シナリオ(3)	シナリオ(4)
減容技術の 組合せ	減容しない	分級処理	分級＋ 熱処理	分級＋ 熱処理＋ 飛灰洗浄
最終 処分量※1	約210万～310万 <sup>m</sup> <sup>3</sup> 【内訳】 除去土壌：200～300万 <sup>m</sup> <sup>3</sup> 廃棄物：約10万 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	約150万～220万 <sup>m</sup> <sup>3</sup> 【内訳】 除去土壌：140～210万 <sup>m</sup> <sup>3</sup> 廃棄物：約10万 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	約30万～50万 <sup>m</sup> <sup>3</sup> 【内訳】 全て廃棄物	約5万～10万 <sup>m</sup> <sup>3</sup> 【内訳】 全て廃棄物
放射能濃度 (土壌由来)	数万Bq/kg程度	数万Bq/kg程度	十万Bq/kg～	～数千万Bq/kg
構造 (処分場の タイプ)	<p>＜①除去土壌＞ 覆土 除去土壌</p>	<p>＜②廃棄物 (10万Bq/kg以下)＞ 覆土 飛灰固化体 ※10万Bq/kg以下 周囲に遮水シート等を設置</p>	<p>＜③廃棄物 (10万Bq/kg超)＞ 飛灰固化体 (吸着剤安定化体) ※10万Bq/kg超 飛灰固化体 (吸着剤安定化体) ※10万Bq/kg超 コンクリート構造の外周仕切設備</p>	
必要面積※2	約30～50ha	約30～40ha	約20～30ha	約2～3ha
減容処理 コスト※3				

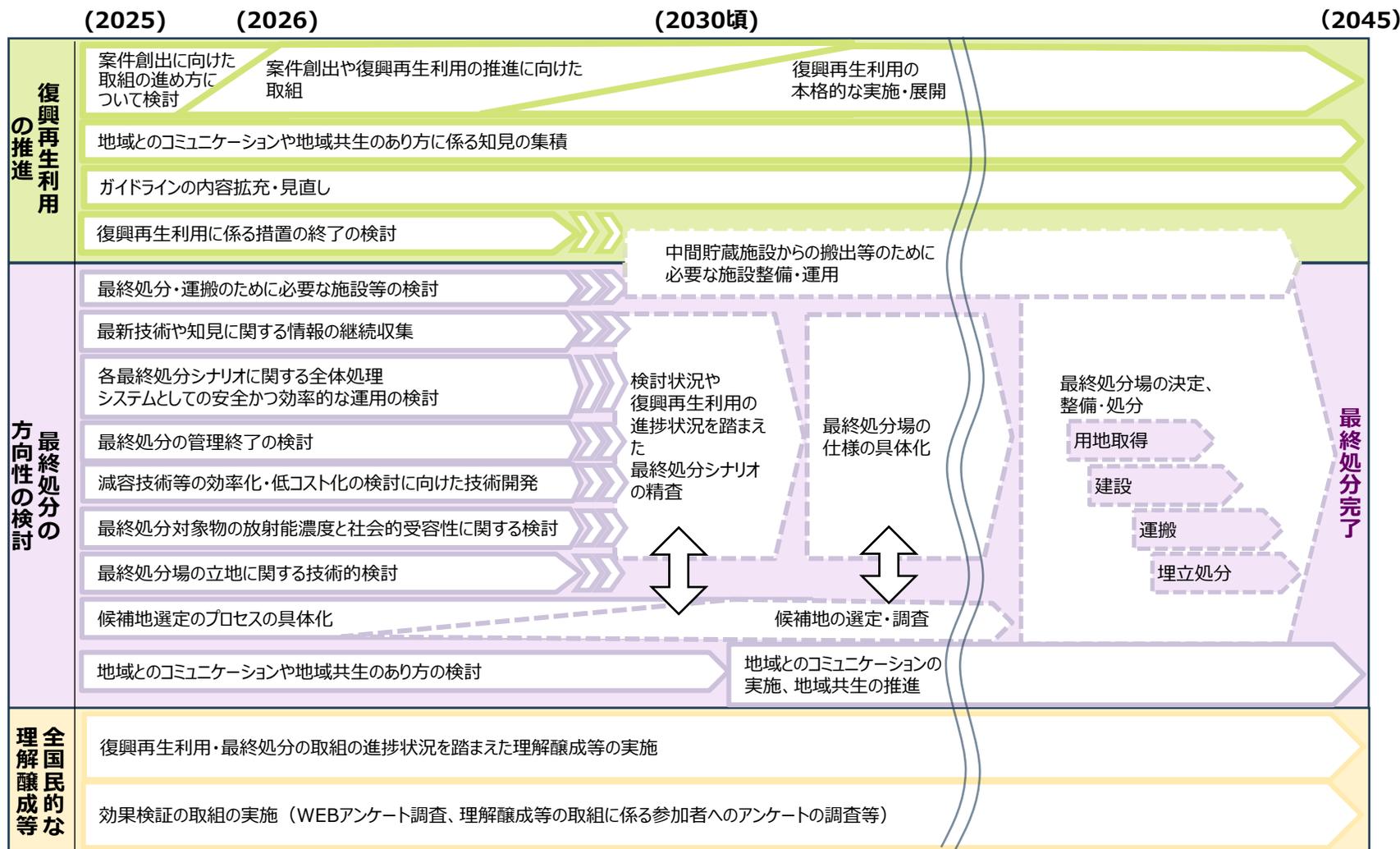
※1 これまでに実施した技術実証事業の成果を踏まえ、減容率を設定して試算し、締固め時のかさ密度で換算。

シナリオ間の比較のしやすさの観点から、数量は概数にて記載。

※2 ①、②のタイプの処分場は厚さ10m、③は厚さ5mとして計算。埋立地必要面積のみの評価で、離隔距離の確保や附属施設等は考慮していない。

※3 シナリオ(1)は減容技術を適用しないため、減容処理コストは0となるが、減容技術の適用が増えるほど減容処理コストは大きくなる。

# 福島県内除去土壌等の県外最終処分に向けた2025年度以降の進め方



※点線は最終処分のシナリオにより工程や期間が変わり得るものを示す。  
 ※飯館村長泥地区での事業等については継続してモニタリング等を行うとともに、御地元の協力をいただきつつ、理解醸成の場として活用。  
 ※理解醸成のための事業の実施も検討。  
 ※中間貯蔵施設の跡地利用等についても検討  
 ※上記の取組の進捗状況については、IAEAによるフォローアップを受けるとともに、国際的な情報発信も行う。